

熱海市空家等対策協議会の役割

1. 趣旨

「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）により、市町村には、空家対策を総合的かつ計画的に実施することが求められており、特措法の趣旨を踏まえ、空家等対策計画を策定するため、平成29年度に熱海市空家等対策協議会を設置しました。

本協議会は、設置が義務付けられているものではありませんが、空家等対策計画の作成等のほか、特定空家等の認定など、空家対策を講じるにあたって専門的な見地、公平公正な観点で審査、審議、調査等を行う必要があるため、本市でも協議会を設置したものです。

2. 根拠法令等

- ・特措法第8条
- ・熱海市空家等対策協議会

3. 所掌事項

- ・空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- ・その他協議会において必要と認められる事項

空家等対策計画の作成及び変更

- 空家等対策計画(H29 年度策定)
- 空家等対策計画(R7 年度改訂)

空家等対策計画の実施

- 管理不全空家等・特定空家等の認定
- 特定空家等の措置の実施について（勧告・措置命令・行政代執行等）
- その他空家等に係る施策について

4. 委員構成（別添名簿）10 人以内

- ・市長、地域住民、市議会議員
- ・学識経験者（法務、不動産、建築、福祉、文化）

5. 任期

- ・2 年

6. 会長及び副会長

熱海市空家等対策条例【抜粋】

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、市長をもって充て、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7. 今後の予定

- ・令和7年11月～3月（3回程度） 熱海市空家等対策計画改定
- ・随時 管理不全空家等及び特定空家等の認定